

議案第 1 号

札幌市立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則案について

令和 6 年（2024 年）3 月 14 日提出

教育長 檜 田 英 樹

札幌市立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則

札幌市立学校職員被服貸与規則（昭和 45 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中 「」 を 「」 に、 「」 を 「」 に改め、同様

式に備考として次のように加える。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の別記様式の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

（理 由）

被服貸与簿の押印欄を廃止する等のため、本案を提出する。

札幌市立学校職員被服貸与規則（昭和45年教育委員会規則第2号。以下「被服貸与規則」という。）の一部改正

1 押印見直しの動き

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）

⇒ 地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考としてマニュアルを作成・公開

2 本市の動き

国のマニュアルを受け、本市でも「札幌市押印義務の見直し指針」（令和3年2月3日総務局長決定）を策定

⇒ 本市の条例等や慣行により押印を求めているものは原則として押印義務の見直しを検討（本市以外の組織・団体から押印が求められているものを除く）

3 本改正の概要

被服貸与規則において定められている様式ついて、押印欄を廃止するほか、所要の規定整備を行う。

4 施行期日

令和6年4月1日とする。

札幌市立学校職員被服貸与規則（昭和45年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行

別記様式

被服貸与簿

学校名

職員氏名

品目	号別	員数	貸与年月日	貸与期間	貸与期間到来年月	受領印	返納年月日	印	備考

改正案

別記様式

被服貸与簿

学校名

職員氏名

品目	号別	員数	貸与年月日	貸与期間	貸与期間到来年月	受領確認	返納年月日	確認	備考

備考

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

備考

押印欄の削除

備考の追加

議案第 2 号

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について

令和 6 年（2024 年）3 月 14 日提出

教育長 檜 田 英 樹

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 7 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「正規の勤務時間」を「第 2 条から第 5 条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 2 項」に、「同条第 3 項に」を「同条第 2 項に」に改め、同項を同条第 2 項とする。
- (2) 第 8 条第 1 項中「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「養育」を「養育する」に、「介護」を「介護する」に、「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。
- (3) 別表 4 13 の項中「する場合」の次に、「、感染症の予防のための学校等（対象となる子が在籍する保育所、幼稚園、小学校その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の休業（これに準ずる措置を含む。）により対象となる子の世話を行う場合又は学校等が実施する行事（対象となる子が参加するものに限る。）に参加する場合」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

教育委員会における会計年度任用職員について、宿日直勤務を廃止するほか、子の看護等に関する休暇の取得事由を拡大するため、本案を提出する。

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年教育委員会規則 18 号。以下「教育会計年度規則」という。）の一部改正

1 会計年度任用職員の宿直勤務及び日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）に係る規定の廃止

市長部局においては、現時点において宿日直勤務を行う会計年度任用職員を任用しておらず、今後もそのような会計年度任用職員を任用することは想定されないことから、札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年規則 45 号。以下「市会計年度規則」という。）第 7 条及び第 8 条を改正し、宿日直手当の命令に係る規定を廃止する等の改正を行ったところである。

教育委員会においても、現時点において宿日直勤務を行う会計年度任用職員を任用しておらず、今後もそのような会計年度任用職員を任用することは想定されないことから、市長部局と同様に、教育会計年度規則における宿日直勤務の命令に係る規定を廃止するとともに、所要の規定整備を行う。

2 会計年度任用職員の子の看護休暇の対象となる事由の拡大

こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、法令に規定する子の看護休暇について、「こどもの行事（入園式等）参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すため、所要の法案を次期通常国会に提出するとともに、取得促進に向けた支援を行う」との方針が示されたこと等を背景に、本市の常勤職員及び会計年度任用職員の特別休暇の取得事由について定める札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則（平成 6 年人事委員会規則第 9 号。以下「市勤務条件規則」という。）及び市会計年度規則の一部が人事委員会において改正されたところである（なお、札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例施行規則（平成 28 年人事委員会規則第 12 号）第 2 条に規定する教育職員については、同条の規定により改正後の市勤務条件規則の規定が準用されることとなる）。

これを踏まえ、教育委員会における会計年度任用職員についても、市長部局との均衡等を考慮し、特別休暇の取得事由を拡充するため、教育会計年度規則別表 4 13 の項の一部を以下のとおり改正するものである。

現 行	改 正 後
中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下「対象となる子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった対象となる子の世話又は対象となる子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）をする場合	対象となる子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった対象となる子の世話又は対象となる子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）をする場合、 <u>感染症の予防のための学校等（対象となる子が在籍する保育所、幼稚園、小学校その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の休業（こ</u>

	れに準ずる措置を含む。)により対象となる子の世話をを行う場合又は学校等が実施する行事（対象となる子が参加するものに限る。）に参加する場合
--	--

3 施行期日

市長部局における取扱いと合わせるため、市勤務条件規則及び市会計年度規則を改正する規則の施行期日である令和6年4月1日から施行することとする。ただし、上記1に係る改正については、公布の日から施行する。

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年教育委員会規則第18号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第7条 教育委員会は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は第9条に規定する休日において教育会計年度任用職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。 2 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>正規の勤務時間</u>以外の時間において教育会計年度任用職員に勤務をすることを命ずることができる。 3 前2項に定めるもののほか、教育会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務については、市勤務条件規則第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第7条第1項」とあるのは「<u>教育会計年度勤務条件規則第7条第2項</u>」と、同項第1号イ（イ）中「人事委員会」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「<u>教育会計年度勤務条件規則第7条第3項</u>において読み替えて準用する前項各号」と、同条第3項中「前項」とあるのは「<u>教育会計年度勤務条件規則第7条第3項</u>において読み替えて準用する前項」と、「第1項各号」とあるのは「<u>同条第3項</u>において読み替えて準用する第1項各号」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「<u>教育会計年度勤務条件規則第7条第3項</u>」	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第7条 <u>（削る。）</u> 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）</u>以外の時間において教育会計年度任用職員に勤務をすることを命ずることができる。 2 前項に定めるもののほか、教育会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務については、市勤務条件規則第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第7条第1項」とあるのは「<u>教育会計年度勤務条件規則第7条第1項</u>」と、同項第1号イ（イ）中「人事委員会」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「<u>教育会計年度勤務条件規則第7条第2項</u>において読み替えて準用する前項各号」と、同条第3項中「前項」とあるのは「<u>教育会計年度勤務条件規則第7条第2項</u>において読み替えて準用する前項」と、「第1項各号」とあるのは「<u>同条第2項</u>において読み替えて準用する第1項各号」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「<u>教育会計年度勤務条件規則第7条第2項</u>に	・宿日直勤務を命ずる会計年度任用職員の任用が想定されないことによる改正 ・規定整備 ・項の繰上げ及び項ずれに伴う規定整備

において読み替えて準用する前3項」と、「人事委員会」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う教育会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条 市勤務条件条例第8条（第4項を除く。）及び市勤務条件規則第5条の4の規定は、育児を行う教育会計年度任用職員について準用する。この場合において、市勤務条件条例第8条第2項中「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第2項」と、「次項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第8条第1項において読み替えて準用する次項」と、同条第3項中「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第2項」と読み替えるものとする。

2 市勤務条件条例第8条（第4項を除く。）の規定は、要介護者（市勤務条件条例第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する教育会計年度任用職員について準用する。この場合において、市勤務条件条例第8条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教育会計年度任用職員が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、同

において読み替えて準用する前3項」と、「人事委員会」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う教育会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条 市勤務条件条例第8条（第4項を除く。）及び市勤務条件規則第5条の4の規定は、育児を行う教育会計年度任用職員について準用する。この場合において、市勤務条件条例第8条第2項中「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第1項」と、「次項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第8条第1項において読み替えて準用する次項」と、同条第3項中「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第1項」と読み替えるものとする。

2 市勤務条件条例第8条（第4項を除く。）の規定は、要介護者（市勤務条件条例第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する教育会計年度任用職員について準用する。この場合において、市勤務条件条例第8条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある教育会計年度任用職員が、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）におけ

・項ずれに伴う
規定整備

・規定整備

条第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教育会計年度任用職員が、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第2項」と、「次項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第8条第2項において読み替えて準用する次項」と、同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教育会計年度任用職員が、当該要介護者を介護」と、「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第2項」と読み替えるものとする。

別表4

事由		期間
1の項から12の項まで (省略)		
13	1週間当たりの勤務日の日数が3日以上又は1年度の勤務日の日数が121日以上である教育会計年度任用職員が中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において「対象となる子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった	対象となる子が1人の場合にあつては1年度につき5日以内、対象となる子が2人以上の場合にあつては1年度につき10日以内

る」と、同条第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある教育会計年度任用職員が、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第1項」と、「次項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第8条第2項において読み替えて準用する次項」と、同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある教育会計年度任用職員が、当該要介護者を介護する」と、「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第1項」と読み替えるものとする。

別表4

事由		期間
1の項から12の項まで (現行のとおり)		
13	1週間当たりの勤務日の日数が3日以上又は1年度の勤務日の日数が121日以上である教育会計年度任用職員が中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において「対象となる子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった	(現行のとおり)

・項ずれに伴う
規定整備

対象となる子の世話又は対象となる子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。) をする場合	対象となる子の世話又は対象となる子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。) をする場合、<u>感染症の予防のための学校等（対象となる子が在籍する保育所、幼稚園、小学校その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の休業（これに準ずる措置を含む。）により対象となる子の世話を行う場合又は学校等が実施する行事（対象となる子が参加するものに限る。）に参加する場合</u>	・取得事由の拡充
1 4 の項から 2 1 の項まで（現行のとおり） 備考 （省略）	1 4 の項から 2 1 の項まで（現行のとおり） 備考 （現行のとおり）	

議案第 3 号

札幌市立義務教育諸学校における学級編制についての改正について
令和 6 年（2024 年）3 月 14 日提出

教育長 檜 田 英 樹

札幌市立義務教育諸学校における学級編制について、別紙のとおり変更する。

（理 由）

札幌市立の小学校第 5 学年の児童で編制する学級に係る 1 学級の児童の数の上限を 40 人から 35 人に引き下げるため、本案を提出する。

札幌市立義務教育諸学校学級編制について

平成 29 年 1 月 17 日 教育委員会決定
令和 2 年 1 月 24 日 一部改正
令和 3 年 3 月 29 日 一部改正
令和 4 年 3 月 15 日 一部改正
令和 5 年 3 月 16 日 一部改正
令和 6 年 3 月 14 日 一部改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 号及び第 5 号並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）第 4 条第 2 項の規定による学級編制は、次に定めるものとする。

- 1 札幌市立義務教育諸学校の 1 学級の児童又は生徒の数の上限は、別表に掲げる数とする。ただし、児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。
- 2 学級編制は、4 月 1 日現在における当該学校の児童又は生徒の数により算定した学級数によるものとする。なお、4 月 10 日現在における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると教育長が認める場合は、この限りでない。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

学級編制の区分 学校種別		単式学級	2 個学年複式学級（第 1 学年の児童を含む学級）	3 個学年複式学級	4 個学年複式学級	5 個学年複式学級	単級	特別支援学級（障がい種ごとに編制）	重複障がい学級
小学校		第 1 学年から第 5 学年 35 人 第 6 学年 40 人	16 人 (8 人)					8 人	
中学校		40 人	8 人					8 人	
肢体不自由者又は 病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として 行う特別支援学校	小学部	6 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人		3 人
	中学部	6 人	5 人				5 人		3 人
複式学級のうち、当該 2 個の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合について、小学校はいずれかの学年の児童の数が 8 人（第 1 学年の児童を含む学級の場合は 4 人）を超えるもの、中学校はいずれかの学年の生徒の数が 4 人を超えるものは原則として複式学級を編制しないものとする。									

備考

- 1 単式学級とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
- 2 2 個学年複式学級、3 個学年複式学級、4 個学年複式学級及び 5 個学年複式学級とは、それぞれ引き続く 2、3、4 及び 5 の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
- 3 単級とは、すべての学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
- 4 小学校は義務教育学校前期課程を含み、中学校は義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

札幌市立義務教育諸学校学級編制について（平成29年1月17日教育委員会決定）新旧対照表

現

行

(省略)

1 (省略)

2 (省略)

附 則

(省略)

別 表

学級編制の区分 学校種別	単式学級	2個学年複式学級(第1学年の児童を含む学級)	3個学年複式学級	4個学年複式学級	5個学年複式学級	単級	特別支援学級(障がい種ごとに編制)	重複障がい学級
小学校	第1学年から第4学年 35人 第5学年及び第6学年 40人	18人 (8人)					8人	
中学校	40人	8人					8人	
肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	小学部 6人 中学部 6人	5人	5人	5人	5人	5人		3人
複式学級のうち、当該2個の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合について、小学校はいずれかの学年の児童の数が8人(第1学年の児童を含む学級の場合は4人)を超えるもの、中学校はいずれかの学年の生徒の数が4人を超えるものは原則として複式学級を編制しないものとする。								

備考

1 単式学級とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。

2 2個学年複式学級、3個学年複式学級、4個学年複式学級及び5個学年複式学級とは、それぞれ引き続く2、3、4及び5の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。

3 単級とは、すべての学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。

4 小学校は義務教育学校前期課程を含み、中学校は義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

改

正

案

(現行のとおり)

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

附 則

(現行のとおり)

附 則

この札幌市立義務教育諸学校学級編制については、令和6年4月1日から施行する。

別 表

学級編制の区分 学校種別	単式学級	2個学年複式学級(第1学年の児童を含む学級)	3個学年複式学級	4個学年複式学級	5個学年複式学級	単級	特別支援学級(障がい種ごとに編制)	重複障がい学級
小学校	第1学年から第5学年 35人 第6学年 40人	18人 (8人)					8人	
中学校	40人	8人					8人	
肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	小学部 6人 中学部 6人	5人	5人	5人	5人	5人		3人
複式学級のうち、当該2個の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合について、小学校はいずれかの学年の児童の数が8人(第1学年の児童を含む学級の場合は4人)を超えるもの、中学校はいずれかの学年の生徒の数が4人を超えるものは原則として複式学級を編制しないものとする。								

備考

1 単式学級とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。

2 2個学年複式学級、3個学年複式学級、4個学年複式学級及び5個学年複式学級とは、それぞれ引き続く2、3、4及び5の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。

3 単級とは、すべての学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。

4 小学校は義務教育学校前期課程を含み、中学校は義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

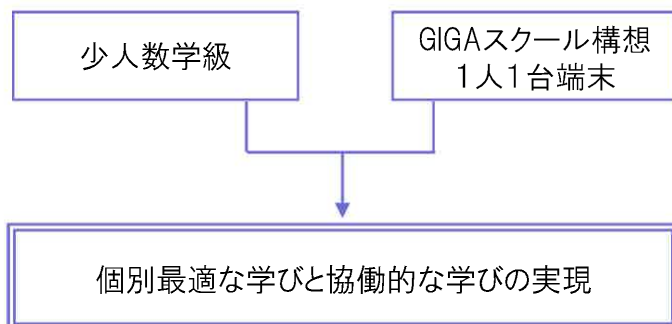
備 考

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣旨

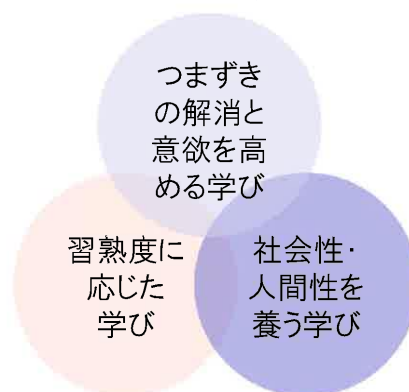
Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

【個別最適な学びと協働的な学び】



2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 学級編制の標準の改正

公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の同学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を四十人（第一学年は三十五人）から三十五人に引き下げることに。
（第三条第二項関係）

第二 附則

一 施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 経過措置

1 令和七年三月三十一日までの間における一学級の児童の数の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人とすること。

（附則第二条第一項関係）

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二条第二項及び第三項関係）

三 検討

政府は、公立の義務教育諸学校における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（外部人材）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（附則第三条関係）

四 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第四条関係）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）の項中「四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）」を「三十五人」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和七年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人（児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で

定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人」とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この項及び次条において「標準法」という。）第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項の規定又は前条第三項」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、標準法第六条第二項中「第三条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

- 3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校（標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。）における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図る

ことに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の」を削り、「新標準法」を「標準法」に改め、「第六条」の下に「（令和七年三月三十一日までの間にあっては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の

標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第六条）」を加え、「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

理 由

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校等の学級編制の標準を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）	．．．．．	1
○ 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）（抄）	．．．．．	3

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（学級編制の標準） 第三条（略） 2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。			（学級編制の標準） 第三条（略） 2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。		
学校の種類	学 級 編 制 の 区 分	一学級の児童又は生徒の数	学校の種類	学 級 編 制 の 区 分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童で編制する学級		三十五人	同学年の児童で編制する学級		四十人（第一学年）

(略)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	一の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
(略)	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）		

(略)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
(略)	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）		の児童で編制する学級にあつては、 三十五人

○ 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この条において「標準法」という。）第六条（令和七年三月三十一日までの間にあつては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第号）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第六条）に規定する都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は標準法第十条に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、令和八年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。	附 則 （公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二条 第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この条において「新標準法」という。）第六条に規定する都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は新標準法第十条に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成三十八年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）	1
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	3
○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	3
○義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）（抄）	4

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

2・3 （略）

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級	四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人） 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） 八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。） 同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 特別支援学級	四十人 八人 八人

「項において同じ。」

3 (略)

(学級編制)

第四条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

2 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人)を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

(都道府県小中学校等教職員定数等の標準)

第六条 各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第六条に規定する施設を含む。以下この項において同じ。)に置くべき教職員の総数(以下「都道府県小中学校等教職員定数」という。)並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」という。)は、それぞれ、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数ごとに、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

2 都道府県小中学校等教職員定数については、第七条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに第九条第一号から第三号までに規定する学級の数、第三条第二項の規定により都道府県教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

(都道府県特別支援学校教職員定数等の標準)

第十条 各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「都道府県特別支援学校教職員定数」という。)並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「指定都市特別支援学校教職員定数」という。)は、それぞれ、次条、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

2 都道府県特別支援学校教職員定数については、第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項に規定する学級の数、第三条第三項

の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づき政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 十三 （略）

2 （略）

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十一条 （略）

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

○義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）（抄）

附 則

第二条 第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この条において「新標準法」という。）第六条に規定する都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は新標準法第十条に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成三十八年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。